

○被疑者取調べ適正化のための監督実施要綱の制定について

平成23年2月14日

例規第1号県警察本部長

改正 平成25年3月県警察本部訓令第6号、30年3月例規第2号、令和元年5月第2号、令和3年2月例規第1号

部・課（隊・所）長

警察学校長

警察署長

次のとおり被疑者取調べ適正化のための監督実施要綱を制定したので、誤りのないようになされたい。

被疑者取調べ適正化のための監督実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則（平成20年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、被疑者取調べの監督に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 取調べ監督官等

1 取調べ監督官

規則第4条第1項に規定する取調べ監督官は、次に掲げる者のうちから指名するものとする。

- (1) 警察本部に置かれる取調べ室に係るもの 警察本部総務課の警部以上の階級にある警察官
- (2) 警察署に置かれる取調べ室に係るもの 総務課の警部の階級にある警察官。ただし、警部が配置されていない所属にあつては、副署長又は次長とする。

2 取調べ監督補助者

- (1) 警察本部長及び警察署長は、取調べ監督官の業務を補助させるため、取調べ監督補助者を指名することができる。
- (2) 取調べ監督補助者は、次に掲げる者のうちから指名するものとする。

ア 警察本部に置かれる取調べ室に係るもの 警察本部の警部補以上の階級にある警察官

イ 警察署に置かれる取調べ室に係るもの 原則として警察署の警部補以上の階級にある警察官

- (3) 当直時間帯における取調べ監督官の業務については、警察本部又は警察署の当直責任者をもって取調べ監督補助者とする。

3 取調べ監督官等指名簿

警察署長は、取調べ監督官及び取調べ監督補助者の指名を行ったときは、取調べ監督官等指名簿（様式第1号）を作成するとともに、その写しを警察本部総務課長を経由して警察本部長に提出するものとする。

第3 被疑者取調べ予定の連絡

- 1 被疑者取調べを行う警察官は、原則として、被疑者取調べを行う日の前日までに、被疑者の氏名、罪名、取調べ時間、取調べ場所等を捜査主任官に連絡するものとする。
- 2 捜査主任官は、1により連絡を受けたときは、速やかにその内容を使用する取調べ室に係る取調べ監督官に連絡するものとする。ただし、捜査に支障が生ずるおそれがあるときは、取調べ時間及び取調べ場所のみを連絡するものとする。

第4 被疑者取調べ状況の確認等

- 1 被疑者取調べ状況の確認は、事件指揮簿（捜査指揮および事件指揮簿の運用について（昭和39年11月11日例規第13号）第2に規定する事件指揮簿をいう。）又は取調べ状況報告書（犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第182条の2第1項に規定する取調べ状況報告書をいう。）の閲覧、取調べ状況管理システムの確認その他の方法により、全ての被疑者取調べについて行うこと。
- 2 取調べ監督官は、他の警察署等で捜査中の事件に係る被疑者取調べが自署の取調べ室で行われるときは、関係書類の写しの送付を受けるなど当該警察署等の取調べ監督官と連絡を密にするものとする。

第5 被疑者取調べ結果の報告

捜査主任官は、被疑者取調べを終了したときは、取調べ監督官に対し、速やかに当該被疑者取調べの結果について報告するものとする。

第6 被疑者取調べ監督結果の報告

取調べ監督官は、被疑者取調べ監督の実施状況について、取調べ監督結果報告書（様式第2号）により警察本部の取調べ監督官にあつては警察本部総務課長に、警察署の取調べ監督官にあつては警察署長に報告するものとする。

第7 苦情の処理

- 1 警察職員は、被疑者取調べに係る苦情の申出を受けたときは、規則第7条の規定によるほか、長野県公安委員会の苦情処理に関する規程（平成13年長野県公安委員会規程第5号）、長野県警察の広報活動等に関する訓令（平成13年長野県警察本部訓令第19号）及び長野県警察広報活動等実施要綱の制定について（平成13年9月27日例規第19号）の規定に基づき、適切に処理するものとする。
- 2 取調べ監督官は、規則第7条の規定により通知を受けたときは、警察本部総務課長にその旨及びその内容を報告するものとする。

第8 巡察

- 1 規則第8条第1項に規定する巡察官は、警察本部総務課の警部以上の階級にある警察官のうちから指名するものとする。
- 2 巡察は、必要性及び諸情勢を踏まえ、実施するものとする。
- 3 巡察官は、規則第8条第1項後段の規定により被疑者取調べ状況の確認を行ったときは、その結果を記録しておくものとする。

第9 取調べ調査官

規則第10条第1項に規定する取調べ調査官は、警察本部総務課の警視の階級にある警察官のうちから指名するものとする。

第10 他の都道府県警察との連絡

被疑者取調べが他の都道府県警察で行われる場合における当該他の都道府県警察との連絡は、警察本部総務課が行うものとする。

様式省略